

（十八）還付加算金　国税通則法第五十八条第一項に規定する還付加算金をいう。

（法人課税信託の受託者等に対するこの章の適用）

第七条 人格のない社団等は、法人とみなして、この章の規定を適用する。

2 所得税法第二条第一項第八号の三に規定する法人課税信託（以下この項において「法人課税信託」という。）の受託者は、各法人課税信託の同法第六条の二第一項に規定する信託資産等及び固有資産等ごとに、それぞれ別の者とみなして、この章（次条、第十二条及び第六節を除く。）の規定を適用する。

3 所得税法第六条の二第二項及び第六条の三の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。

（納稅義務者及び源泉徵收義務者）

第八条 所得税法第五条の規定その他の所得税に関する法令の規定により所得税を納める義務がある居住者、非居住者、内國法人又は外国法人は、基準所得額につき、この法律により、復興特別所得税を納める義務がある。

2 所得税法第六条の規定その他の所得税に関する法令の規定により所得税を徵收して納付する義務がある者は、その徵收して納付する所得税の額につき、この法律により、源泉徵收をする義務がある。

（課税の対象）

第九条 居住者又は非居住者に対して課される平成二十五年から令和十九年までの各年分の所得税に係る基準所得額には、この法律により、復興特別所得税を課す。

2 内國法人又は外國法人に対して課される平成二十五年一月一日から令和十九年十二月三十一日までの間に生ずる所得に対する所得税に係る基準所得額には、この法律により、復興特別所得税を課す。

（基準所得税額）

第十条 この章において「基準所得税額」とは、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める所得税の額（附帯税の額を除く。）をいう。

一 非永住者以外の居住者　所得税法第七条第一項第一号に定める所得につき、同法その他の所得税の税額の計算に関する法令の規定（同法第九十三条及び第九十五条の規定を除く。次号において同じ。）により計算した所

得税の額

る義務がある者の所得税法第十五条又は第十六条の規定による所得税の納稅地（同法第十八条第一項の規定による指定があつた場合には、その指定をされた納稅地）とする。

源泉徵収に係る復興特別所得税の納稅地は、所得税法第十九条の規定は、所得税法第十七条の規定による所得税の納稅地（同法第十八条第二項の規定による指定があつた場合には、その指定をされた納稅地）とする。

源泉徵収をする義務がある者の所得税法第十七条の規定による所得税の納稅地の取消しがあつた場合における復興特別所得税について準用する。

第二節 個人の納稅義務

（個人に係る復興特別所得税の税率）

第十三条 個人に對して課する復興特別所得税の額は、その個人のその年分の基準所得税額に百分の二・一の税率を乗じて計算した金額とする。
（分配時調整外国税相当額の控除）

第十四条 個人に対し課する復興特別所得税の額は、その個人のその年分の基準所得税額に百分の二・一の税率を乗じて計算した金額とする。

当する金額として政令で定める金額を限度として、その超える金額をその年分の復興特別所得税の額から控除する。

一　その年の所得税法第一百六十五条の五の三第一項に規定する控除限度額

二　その年分の所得税法第一百六十四条第一項第一号に定める国内源泉所得に係る所得の金額につき、同法その他の所得税の税額の計算に関する法令の規定（同法第一百六十五条の五の三及び第一百六十五条の六の規定を除く。）により計算した所得税の額（附帯税の額を除く。）

3　前二項の規定は、復興特別所得税申告書、修正申告書又は更正請求書に分配時調整外国税相当額（第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される所得税法第九十三条第二項に規定する分配時調整外国税相当額又は第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第一百六十五条の五の三第一項に規定する分配時調整外国税相当額をいう。以下この項において同じ。）、前二項の規定による控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、これらの規定により控除される金額は、当該書類に分配時調整外国税相当額として記載された金額を限度とする。

4　前項に定めるもののほか、第一項及び第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（外国税額の控除）

第十四条　復興特別所得税申告書を提出する居住者が平成二十五年から令和十九年までの各年ににおいて所得税法第九十五条第一項の規定の適用を受ける場合において、その年の同項に規定する控除対象外国所得税の額が同項に規定する控除限度額を超えるときは、前二条の規定を適用して計算したその年分の復興特別所得税の額のうち、その年において生じた同項に規定する国外所得金額に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額を限度として、その超える金額をその年分の復興特別所得税の額から控除する。

2　復興特別所得税申告書を提出する非居住者が平成二十九年から令和十九年までの各年ににおいて所得税法第一百六十五条の六第一項の規定の適用を受ける場合において、その年の同項に規定する控除対象外国所得税の額が同項に規定する

控除限度額を超えるときは、同項に規定する恒久的施設帰属所得に係る所得の金額につき同法その他の所得税の税額の計算に関する法令の規定（同法第六百六十五条の五の三及び第六百六十五条の六の規定を除く。）により計算した所得税の額のみを基準所得税額として前二条の規定を適用して計算した場合の復興特別所得税の額に相当する金額のうち、その年において生じた同項に規定する国外所得金額に対応するものとし、て政令で定めるところにより計算した金額を限度として、その超える金額をその年分の復興特別所得税の額から控除する。

前二項の規定は、復興特別所得税申告書、修正申告書又は更正請求書に控除対象外国所得税等の額（所得税法第九十五条第一項に規定する控除対象外国所得税の額又は同法第六十五条の六第一項に規定する控除対象外国所得税の額）をいう。以下この項において同じ。）、前二項の規定による控除を受けるべき金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、これらの規定による控除をされるべき金額の計算の基礎となる控除対象外国所得税等の額は、税務署長において特別の事情があると認める場合を除くほか、当該書類に控除対象外国所得税等の額として記載された金額を限度とする。

（復興特別所得税申告書の提出がない場合の税額の特例）

第十五条 復興特別所得税申告書を提出する義務はない者に対して課する復興特別所得税の額は、第十二条から前条までの規定により計算した復興特別所得税の額によらず、その者のその年分の第十七条第四項に規定する予納特別税額及び源泉徴収された、又はされるべき復興特別所得税の額の合計額による。

（予定納税）

第十六条 平成二十五年から令和十九年までの各年分の所得税法第二百四条第一項に規定する控除した金額及び当該控除した金額に百分の二・一乗じて計算した金額の合計額が十五万円以上である個人は、同項又は同法第一百七条第一項(これらの規定を同法第一百六十六条规定において準用する場合を含む。)の規定により納付すべき所得税に係る復興特別所得税を当該所得税に併せて国に納付しなければならない。

所得税法第二編第五章第一節(同法第一百六十六条において準用する場合を含む。)の規定は、

前項の規定により納付すべき復興特別所得税について準用する。この場合において、同法第四条第一項中「控除した金額」とあるのは「控除した金額及び当該金額に百分の二・一を乗じて計算した金額の合計額」と、「所得税を」とあるのは「所得税及び復興特別所得税を」と、同法第二百七条第一項中「所得税」とあるのは「所得税及び復興特別所得税」と、同法第二百十一条第四項中「計算した金額」とあるのは「計算した金額及び当該金額に百分の二・一を乗じて計算した金額の合計額」と、同法第二百五十四条第一項から第三項までの規定及び第二百五十五条中「所得税」とあるのは「所得税及び復興特別所得税」と読み替えるものとする。

第一項の規定による復興特別所得税及び所得税の納付があつた場合には、その納付額を同項の規定により併せて納付すべき復興特別所得税の額及び所得税の額に按分した額に相当する復興特別所得税及び所得税の納付があつたものとする。

(課税標準及び税額の申告)

第十七条 所得税法第二十条第一項、第二百一十四条第一項（同法第二百一十五条第五項において準用する場合を含む）、第二百一十五条第一項、第二百二十六条第一項又は第二百一十七条第一項（これらの規定を同法第六十六条において準用する場合を含む。）の規定により確定申告書を提出すべき者は、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該確定申告書の提出期限までに、税務署長に提出しなければならない。

一 その年分の確定申告書に係る基準所得税額

二 前号に掲げる基準所得税額につき第十三条から第十四条までの規定を適用して計算した復興特別所得税の額

三 その年分の所得税法第二十条第一項第五号に規定する源泉徴収税額に併せて源泉徴収をされた、又はされるべき復興特別所得税の額（当該復興特別所得税の額のうちに、出国申告書（同法第二十七条第一項から第三項までの規定による確定申告書に併せて提出する復興特別所得税申告書をいう。以下この項及び第四項において同じ。）を提出したことにより、又は出国申告書に係る復興特別所得

四 前号に掲げる金額の計算上控除しきれなかつた源泉徴収特別税額がある場合には、その控除しきれなかつた金額

五 その年分の予納特別税額がある場合には、第二号に掲げる復興特別所得税の額（源泉徴収特別税額がある場合には、第三号に掲げる金額）から当該予納特別税額を控除した金額

六 前号に掲げる金額の計算上控除しきれなかつた予納特別税額がある場合には、その控除しきれなかつた金額

七 前各号に掲げる金額の計算の基礎その他財務省令で定める事項

八 確定申告書（前項に規定する確定申告書を除く。）を提出する者は、同項各号に掲げる事項を記載した申告書を、税務署長に提出しなければならない。

九 その年分の復興特別所得税に係る復興特別所得税申告書、修正申告書又は更正請求書（以下この項において「非居住者給与等申告書」という。）を提出すべき者は、その年分税につき更正若しくは決定を受けたことにより還付されたり、次条又は国税通則法第三十五条第二項の規定により納付した、又は納付すべき復興特別所得稅の額

一 所得税法第百七十二条第一項第一号に掲げる書の提出期限までに、税務署長に提出しなければならない。

二 所得税法第百七十二条第一項第二号に掲げる所得税の額及び当該所得税の額につき第十九条の規定を適用して計算した復興特別所得税の額

三 第一号に掲げる復興特別所得税の額から前号に掲げる復興特別所得税の額を控除した金額

四 その者が所得税法第七十七条に規定する退職手当等について同条の選択をする場合は、次に掲げる事項

イ 所得税法第百七十二条第一項第一号に掲げる所得税の額及び当該所得税の額につき第十三条の規定を適用して計算した復興特別所得税の額

ロ 所得税法第百七十二条第一項第二号に掲げる所得税の額及び当該所得税の額に併せて源泉徴収をされた、又はされるべき復興特別所得税の額（当該所得税の額のうちに同法第七十条の規定を適用して計算した所得税の額がある場合には、当該所得税の額につき第十三条の規定を適用して計算した復興特別所得税の額からロに掲げる復興特別所得税の額からロに掲げる復興特別所得税の額を控除した金額による申告書を提出する者は、その年分の当該申告書に係る次に掲げる事項を記載した申告書を、税務署長に提出しなければならない。

一 所得税法第百七十二条第一項第一号に掲げる所得税の額及び当該所得税の額につき第十九条の規定を適用して計算した所得税の額がある場合には、当該所得税の額につき第十九条の規定を適用して計算した復興特別所得税の額

7 同項の規定により併せて還付する復興特別所得税の額及び所得税の額に按分した額に相当する復興特別所得税及び所得税の還付があつたものとする。

に第一百三十九条第三項から第五項まで（これら
の規定を同法第一百六十六条规定において準用する場
合を含む。）の規定は、第一項から第五項までの
規定による還付する復興特別所得税について
準用する。

第十七條第六項の規定による申告書の提出者があつた場合には、税務署長は、当該申告書を提出した者に対し、同項第三号に掲げる金額に相当する復興特別所得税を徴収する。

得税の額（第二十八条第一項の規定により併せて徴収されるべきものに限る。）のうちにはまだ納付されていないものがあるときは、前項の規定による還付金のうちその納付されている部分の金額を、金庫に之へ送付する。

10
い部分の金額に相当する金額については、その
納付があるまでは、還付しない。
第八項の規定により還付する復興特別所得税
は、所得稅法第百七十三条第二項の規定により
還付する年分が同一である所得稅に併せて還付

11 するものとする。
12 第六項の規定は、前項の規定による復興特別
所得税及び所得税の還付があつた場合について
準用する。

13
別所得税について準用する。
第六項（第十一項において準用する場合を含む。）の規定により還付があつたものとされた額に一円未満の端数がある場合のその処理の方

法その他前各項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第二十条 所得税法第百四十三条（同法第百六十六條において準用する場合を含む。）の承認を受けている者は、復興特別所得税申告書及び復興特別所得税申告書に係る修正申告書（次項に

2 おいて「復興特別所得税申告書等」という。)について、青色の申告書により提出することができる。
個人が所得税法第百五十条第一項(同法第百六十六条规定に準用する場合を含む。)の規定において、青色の申告書により提出することができる。

(期限後申告及び修正申告等の特
第二十条の二 所得税法第百五十一

の個人が前項の規定により青色の申告書により提出した復興特別所得税申告書等は、青色申告書（同項の規定により青色の申告書によつて提出する復興特別所得税申告書等）をいう。）以外の申告書とみなす。

は第二項各号の事由が生じたときについて準用する。

少となるときについて準用する。

少となるときについて準用する。
一 確定申告書に記載すべき所得税法第百二十一条第一項第一号若しくは第三号から第八号ま
で又は第二百二十三条第二項第一号若しくは第五号から第八号まで（これらの規定を同法第

百六十六条において準用する場合を含む。) に掲げる額

提出し、又は決定を受けた者（その相続人及び包括受遺者を含む。）の当該復興特別所得税申告書を提出の日の属する年分の復興特別所得税申告書となる同項に規定する有価証券等に係る譲渡所

得等の金額につき同法第六十条の二第六項本文(同条第七項の規定により適用する場合を含む。)、第八項(同条第九項において準用する場合を含む。)又は第十項の規定の適用があることにより、当該年分の復興特別所得税につき次

に掲げる場合に該當することとなるときについて準用する。

二 第十七条第一項第四号又は第六号に掲げる
金額（当該金額につき修正申告書の提出又は

更正があつた場合には、その申告又は更正後の金額)が過少となる場合
所得税法第百五十三条の三(同法第百六十七条において準用する場合を含む。)の規定は、

同法第五百五十三条の三第一項に規定する贈与相続又は遺贈による移転をした日の属する年分の復興特別所得税申告書を提出し、又は決定を受けた者（その相続人及び包括受遺者を含む。）の当該復興特別所得税申告書又は決定に係る基

準所得税額の計算の基礎となる同項に規定する事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額につき同法第六十条の三第六項前段（同条第七項の規定により適用する場合を含む。）、第八項（同条第十項において準用する場合を含む。）の規定は、同法第一百五十三条の四第一項に規定する有価証券等の譲渡又は同条第二項に規定する未決済信託取引等若しくは未決済デリバティブ取引の決済をした日の属する年分の復興特別所得税申告書を提出し、又は決定を受けた者（その相続人及び包括受遺者を含む。）の当該復興特別所得税申告書又は決定に係る基準所得税額の計算の基礎となる同条第一項各号に規定する事業所得の金額、譲渡所得の金額若しくは雑所得の金額又は同条第二項各号に規定する事業所得の金額若しくは雑所得の金額につきこれらの号に掲げる場合に該当することとなつたことにより、当該年分の復興特別所得税につき第三項各号に掲げる場合に該当することとなるときについて準用する。

6 所得税法第一百五十三条の五（同法第一百六十七条において準用する場合を含む。）の規定は、相続の開始の日の属する年分の復興特別所得税申告書を提出し、又は決定を受けた者について生じた同法第一百五十一条の五第一項に規定する遺産分割等の事由により、非居住者に移転した相続又は遺贈に係る同項に規定する対象資産が減少し、又は増加したことに基因して、当該年分の復興特別所得税につき第三項各号に掲げる場合に該当することとなるときについて準用する。

7 所得税法第一百五十三条の六の規定は、同条に規定する国外転出の日の属する年分の復興特別所得税申告書を提出した者（その相続人及び包括受遺者を含む。）の当該復興特別所得税申告書に係る第十七条第一項第二号に掲げる復興特別所得税の額の計算において第十四条第一項の規定により控除される金額につき同法第九十五条の二第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定により同法第九十五条第一項の規定があることにより、当該年分の

(更正及び決定)

第二十二条 復興特別所得稅につき第三項第一号に掲げる場合に該当する」となるときについて準用する。

2 所得稅法第一百五十五条第二項（同法第六十一条において準用する場合を含む。）の規定は、同一項の規定により更正通知書（同項に規定する更正通知書をいう。）にその理由を付記して行う所得稅の更正と併せて行う復興特別所得稅の更正について準用する。
(更正等又は決定による源泉徵收特別稅額等の還付等)

第二十三条 個人の各年分の復興特別所得稅につき國稅通則法第二十五条の規定による決定があつた場合において、その決定に係る第十七条第一項第四号に掲げる金額があるときは、稅務署長は、その個人に対し、当該金額に相当する復興特別所得稅を還付する。

2 個人の各年分の復興特別所得稅につき更正（当該復興特別所得稅についての処分等（更正の請求に対する処分又は國稅通則法第二十五条の規定による決定をいう。）に係る不服申立て又は訴えについての決定若しくは裁決又は判決を含む。以下この項及び第五項において「更正等」という。）があつた場合において、その更正等により第十七条第一項第四号に掲げる金額が増加したときは、稅務署長は、その個人に対し、その増加した部分の金額に相当する復興特別所得稅を還付する。

3 前二項の場合において、これらの規定による還付金の額の計算の基礎となつた第十七条第一項第四号に規定する源泉徵收特別稅額のうちにもだ納付されていないものがあるときは、前二項の規定による還付金の額のうちその納付されていらない部分の金額に相当する金額については、その納付があるまでは、還付しない。

4 個人の各年分の復興特別所得稅につき國稅通則法第二十五条の規定による決定があつた場合において、その決定に係る第十七条第一項第六号に掲げる金額があるときは、稅務署長は、その個人に対し、当該金額に相当する同号に規定する予納特別稅額（次項及び第六項において「予納特別稅額」という。）を還付する。

6 個人の各年分の復興特別所得税につき更正等があつた場合において、その更正等により第七条第一項第六号に掲げる金額が増加したときは、税務署長は、その個人に対し、その増加した部分の金額に相当する予納特別税額を還付する。

7 税務署長は、前二項の規定による還付金の還付をする場合において、これらの規定に規定する年分の予納特別税額について納付された延滞税があるときは、その額のうち、これらの規定により還付される予納特別税額に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額を併せて還付する。

8 前各項（第三項を除く。）の規定により復興特別所得税を還付する場合において、所得税法第一百五十九条又は第百六十条（これらの規定を同法第一百六十八条において準用する場合を含む。）の規定により還付する年分が同一である所得税があるときは、当該復興特別所得税は、当該所得税に併せて還付するものとする。

9 前項の規定による復興特別所得税及び所得税の還付があつた場合には、その還付額を同項の規定により併せて還付する復興特別所得税の額及び所得税の額に相当する復興特別所得税及び所得税の還付があつたものとする。

10 第八項の規定により還付があつたものとされた額に一円未満の端数がある場合のその処理の方法その他前各項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

（課税標準の端数計算等）

第二十四条 この節の規定により課する復興特別所得税（附帯税を除く。次項及び第三項において同じ。）の課税標準の端数計算については、国税通則法第一百八十二条の規定にかかるわらず、その課税標準に一円未満の端数があるとき、又はその全額が一円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

この節の規定により納付すべき復興特別所得税の確定金額の端数計算及び当該復興特別所得税の基準所得税額である所得税（附帯税を除く）

く。次項において同じ。)の確定金額の端数計算については、国税通則法第百十九条の規定にかかわらず、これらの確定金額の合計額によって行い、当該合計額に百円未満の端数があるときは、そこの額の端数計算については、復興特別所得税及び所得税を一の税とみなしてこれを用いる。

この節の規定により還付すべき復興特別所得税及び所得税に係る還付金等(国税通則法第五十六条第一項に規定する還付金等をいう。次条第一項及び第三十一条第三項において同じ。)の額の端数計算については、復興特別所得税及び所得税を一の税とみなしてこれを用いる。

この節の規定により納付すべき復興特別所得税及び所得税に係る附帯税並びにこれらの附帯税の免除に係る金額(以下この条及び第三十二条第三項において「附帯税等」という。)の計算については、その計算の基礎となるべきその年分の復興特別所得税及び所得税の合計額によつて行い、算出された附帯税等をその計算の基礎となつた復興特別所得税の額及び所得税の額に按分した額に相当する金額を復興特別所得税又は所得税に係る附帯税等の額とする。

この節の規定により還付すべき復興特別所得税及び所得税に係る還付加算金の計算については、その年分の復興特別所得税及び所得税に係る還付金の合計額又は復興特別所得税に係る過誤納金の合計額によつて行い、算出された還付加算金をその計算の基礎となつた復興特別所得税及び所得税に係る還付金の額又は復興特別所得税及び所得税に係る過誤納金の額にそれぞれ按分した額に相当する金額を復興特別所得税又は所得税に係る還付加算金の額とする。

前二項の規定により復興特別所得税及び所得税に係る附帯税等及び還付加算金の計算をする場合の端数計算は、復興特別所得税及び所得税を一の税とみなしてこれを用いる。

第四項又は第五項の規定により按分された額に一円未満の端数がある場合のその処理の方法は、その他前各項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(充当の特例)

二
二　所得税法第百九十九条第二号に掲げる税額（租税特別措置法第四十一条の二の二第一項の規定の適用がある場合には、同項の規定を適用した後の税額）及び当該税額に百分の二・一を乗じて計算した復興特別所得税の額の合計額（当該合計額に百円未満の端数があるときは、又は当該合計額の全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその金額を切り捨てた金額）

二　所得税法第百九十九条から第百九十三条まで

2 源泉徴収に係る復興特別所得税の確定金額の端数計算及び該復興特別所得税の基準所得税額である所得税(附帯税を除く。)の確定金額の端数計算については、国税通則法第百十九条の規定にかかるらず、これらの確定金額の合計額によつて行い、当該合計額に一円未満の端数があるとき、又はその全額が一円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨て

第五節 雜則

(当該職員の質問検査権等)
第三十二条 国税通則法第七十四条の二第一項
(第一号に係る部分に限る。) 及び第七十四条の八から第七十四条の十一までの規定は、復興特

2 別所得稅に関する調査を行ふ場合について準用する。

国税通則法第七十四条の十三の規定は、前項において準用する同法第七十四条の二第一項の規定による復興特別所得稅に関する質問、検査又は提示若しくは提出の要求をする場合について準用する。

(復興特別所得稅に係る所得稅法の適用の特例)

第三十三条 復興特別所得稅に係る次の表の第一欄に掲げる法律の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、同表の第四欄に掲げる字句とする。

3
夫定」と「の額」とあるのに反して復興特別所得税の額と読み替えるものとする。
第二十八条第九項及び第十一項の規定は、第一項又は前項の規定により読み替えて準用する
所得税法第一百九十二条若しくは第一百九十二条の
規定による所得税及び復興特別所得税の充当若
しくは納付又は還付若しくは徵収があつた場合
について準用する。
(源泉徴収に係る復興特別所得税の課税標準の
端数計算等)
第三十一条 源泉徴収に係る復興特別所得税(附
帶税を除く。次項において同じ。)の課税標準
の端数計算については、国税通則法第百一十九条

第一欄 所得稅法	第二欄 第二條 第四項 所定の規定	第三欄 第三條 第四項 所定の規定
（これららの規定を東日本大震災からの復興のための施策を実施するためには、必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百七号）第十八条第六項及び第七項（申告による納付等）（同条第八項の規定により適用）	第四項 第五条第十一号第一項 （）の規定	第四項 第五条第十一号第一項 （）の規定

の第項二の第六九及第六九の条及び四の条	項二の第九条			一の条及び四の第九項二の第六九及第六九の条			三の第九項六第六九第条			一項第九第六第条			「租税特別措置法」		
	の所得額	法はついて同	の所得税	の所得額	法はついて同	の所得税	の所得額	法はついて同	の所得税	の所得額	法はついては、所得税法	の所得額	所得税及び復興特別所	の所得額	復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第三十三条第一項(復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等)の規定により読み替えて適用される租税特別措置法
所得税の額の合計額	については、所得税法	る特別措置法の	要な財源の確保に関する	から、復興のための施	策を実施するために必	から、復興のための施	策を実施するために必	から、復興のための施	策を実施するために必	要な財源の確保に関する特別措置法の	では、所得税法	の合計額	所得税及び復興特別所	の合計額	東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第三十三条第一項(復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等)の規定により読み替えて適用される租税特別措置法

号百七(昭和四年法律第十四律)	關稅等による課稅等の非課稅等の主義に對する相應の年間所得に對する居住者
-----------------	-------------------------------------

項 第 第十八 第一項		第三条 第一項		第十 百九 第一条		申告書 同法 所得稅法	
を 還 付 す る	法 別 措 置	税 法	、 地 方	法 及 び 所得稅 所得稅	所得稅法、東日本大震 災からの復興のための 施策を実施するための 必要な財源の確保に関する 特別措置法(平成二十三年 法律第二百七十九号)。以下 「特別措置法」という。)及び (第十一条第一項を除く。)、 地方税法	第百九 十条 第一項 に特別措置法第三十一条 第百九十条の規定並びに規 定する復興特別 所得稅申告書	告書に併せて提出する 特別措置法第六条第八 号に規定する復興特別 所得稅申告書
の規定を準用する	法 別 措 置	税 法	、 地 方	法 及 び 所得稅 所得稅	所得稅法、東日本大震 災からの復興のための 施策を実施するための 必要な財源の確保に関する 特別措置法(平成二十三年 法律第二百七十九号)。以下 「特別措置法」という。)及び (第十一条第一項を除く。)、 地方税法	第百九 十条 第一項 に特別措置法第三十一条 第百九十条の規定並びに規 定する復興特別 所得稅申告書	告書に併せて提出する 特別措置法第六条第八 号に規定する復興特別 所得稅申告書

第三条	第一項	第三項	第二項	第三条
する を還付	の所 得税	が所 得税に ある	する	と当該所得税の額につ き特別措置法第二十八 条第一項の規定により 併せて徴収された復興 特別所得税の額に相当 する金額とを併せて還 付する。この場合にお いては、同条第九項及 び特別措置法第三十一 条第三項の規定を準用 する
す る	の所 得税	が所 得税	す る	（平成二十三年法律第 百十七号。以下「特別 措置法」という。）第 二十八条第一項の規定 の適用があるものとす る
する を還付	の所 得税	が所 得税	す る	（平成二十三年法律第 百十七号。以下「特別 措置法」という。）第 二十八条第一項の規定 の適用があるものとす る

国税通則法	第六条	同法、特別措置法
第二号	第二条及び 除く。)	及び復興特別所得税並 びに
第八号	第二条 所得 税	災からの復興のための 施策を実施するためには 必要な財源の確保に関する 特別措置法(平成二十三年法律第百十七 号。以下「特別措置法」という。)
第一号	第一号 所得 税	予定 税 等 により納付すべき復興 特別所得税(以下「予 定納税」とい う。)に係る所得 税

3

イ又はロに掲げる国内源泉所得の区分に応じ
当該各号に定める国内源泉所得（同条第一号に
定める国内源泉所得にあつては同号イ又はロに
掲げる国内源泉所得）で第十条第五号イ及びロ
に掲げる所得とする。）につきこの章の規定に
より課される復興特別所得税の額がある場合に
は、当該法人に対する同法の規定の適用につい
ては、当該各事業年度又は各連結事業年度にお
ける当該復興特別所得税の額は、当該各事業年
度又は各連結事業年度における当該所得に係る
同法第六十八条第一項（同法第四百四十四条にお
いて準用する場合を含む。）又は第八十一条の
十四第一項に規定する所得税の額とみなす。こ
の場合において、当該復興特別所得税の額に係
る同法その他法人税に関する法令の規定の適用
に關し必要な事項は、政令で定める。

第一項に定めるものほか、所得税又は復興
特別所得税に係る国税通則法の規定の適用につ
いては、次に定めるとところによる。

2

ける所得及び居住者が支払を受けるホに擲け
る所得については、同条の規定は、適用し
ない。

イ　外国居住者等の所得に対する相互主義に
よる所得税等の非課税等に関する法律第十五
条第一項の規定の適用がある同項に規定
する対象配当等

ロ　外国居住者等の所得に対する相互主義に
よる所得税等の非課税等に関する法律第十一
条第三項の規定の適用がある同項に規定
する対象配当等

ハ　外国居住者等の所得に対する相互主義に
よる所得税等の非課税等に関する法律第十五
条第五項の規定の適用がある同項に規定
する対象配当等

二　外国居住者等の所得に対する相互主義に
よる所得税等の非課税等に関する法律第七

所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律の規定の適用がある場合におけるこの章の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 次に掲げる所得については、第九条及び第二十六条から第二十八条までの規定(三に掲げる所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律の規定の適用がある場合におけるこの章の規定の適用については、次に定めるところによる)。

二　所得税及び復興特別所得税は、同一の税目に属する国税とみなす。

法第九十条第一項に規定する更正決定等(以下この号において「更正決定等」という。)について不服申立てがされている場合において、当該所得税又は復興特別所得税と同法第二条第五号に規定する納税者及び年分(源泉徴収に係るこれらの税にあっては、第二十人第一条項に規定する法定納期限)が同一である他の復興特別所得税又は所得税についてされた更正決定等があるときは、同法第九十条第一項若しくは第二項、第一百四条第二項又は第一百十五条第一項第二号の規定の適用については、当該他の復興特別所得税又は所得税についてされた更正決定等は、当該所得税又は復興特別所得税の同法第十九条第一項に規定する課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等とみなす。

(同法第十一條第八項又は第十五條第十四項において準用する場合を含む。)、第十二項後段(同法第十一條第九項又は第十五條第十五項において準用する場合を含む。)、第十四項後段(同法第十一條第十項又は第十五條第十六項において準用する場合を含む。)、第十六項後段(同法第十一條第十一項又は第十五條第十七項において準用する場合を含む。)又は第十八項後段(同法第十一條第十二項又は第十五條第十八項において準用する場合を含む。)の規定により所得税の額が計算され、又は所得税が課される場合には、当該所得につきこれらの規定により同法第十五條第九項に規定する控除後適用税率を控除する前の税率により計算した所得税の額を第十条第一号から第三号までに定める所得税の額として、この章の規定を適用する。

三
十二項から第十五項までの規定を準用する。
第一号ニ又はホに掲げる所得につき外国居
住者等の所得に対する相互主義による所得税
等の非課税等に関する法律第七条第八項後段
(同法第十一一条第七項又は第十五条第十三項)
において準用する場合を含む。)、第十項後段

二　　本
　　外國居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第七条第六項に規定する特定対象事業所得、同法第十一條第五項に規定する特定対象国際運輸業所得、同法第十五條第九項の規定等適用がある同項に規定する特定対象配当金又は同条第十項の規定の適用がある同項に規定する特定非課税対象利子
　　前号ニに掲げる所得につき外國居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第七条第七項（同法第十一條第六項、第十五条第十一項又は第十九条第六項において準用する場合を含む。）において準用する所得税法第百七十二条第一項の規定による申告書を提出すべき者については、

特別措置法の規定の適用により、又は外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第十五条规定三十項の規定が適用されないことにより、復興特別所得税申告書を提出し、又は決定を受けた者の当該復興特別所得税申告書又は決定に係る基準所得税額の計算の基礎となる国税通則法第十九条第一項に規定する課税標準等又は税額等に関する内容が異なることとなつた場合について準用する。

二項及び第三項の規定は、同条第一項の国税庁長官の確認があつたことにより、居住者の各年分の復興特別所得税の額又は非居住者である外国居住者等（同法第二条第三号に規定する外国居住者等をいう。次項において同じ。）の各年分の復興特別所得税の額のうちに減額されるものがある場合について準用する。

外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第三十二条第五項の規定は、居住者又は非居住者である外国居住者等が第二十一条第二項各号に掲げる金額につき同法第三十二条第二項又は第三項（これらの規定を前項において準用する場合を含む。）において準用する租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下この条及び第六十三条において「租税条約等実施特例法」という。）第七条第一項又は第二項の更正を受けた場合において、その更正に伴い、その更正に係る年分の翌年分以後の各年分の復興特別所得税申告書に記載した、若しくは決定を受けた年分に係る第十七条第一項第二号、第三号若しくは第五号に掲げる金額（当該金額につき修正申告書の提出又は更正がなかった場合には、その申告又は更正後の金額）が過大となるとき、又は復興特別所得税申告書に記載した、若しくは決定を受けた年分に係る同項第四号若しくは第六号に掲げる金額（当該金額につき修正申告書の提出又は更正があつた場合には、その申告又は更正後の金額）が過大となるときのその更正を受けた居住者又は非居住者である外国居住者等について準用する。この場合において、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第三十二条第五項中、「所得税法第一百五十三条の項及び」とあるのは、「所得税法第一百五十三

条の項中「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」とあるのは「外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律」第三十二条第二項又は第三項（国税庁長官の確認があつた場合の更正の請求の特例等）（これらは規定を東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第三十三条第七項（復興特別所得税に関する所得税法の適用の特例等）において準用する。

8 るものとする。

9 外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第三十二条第六項の規定は、第六項において準用する同条第二項において準用する租税条約等実施特例法第七条第一項の規定又は第六項において準用する外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第三十二条第三項において準用する租税条約等実施特例法第七条第二項の規定による更正に係る還付金又は過納金について準用する。

第一項に定めるもののほか、租税条約等実施特例法の規定の適用がある場合におけるこの章の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 相手国居住者等配当等（租税条約等実施特例法第三条の二第一項に規定する相手国居住者等配当等をいう。以下この号において同じ。）又は次に掲げる配当等（同項に規定する配当等をいう。以下この項において同じ。）のうち、限度税率（租税条約等実施特例法第二条第五号に規定する限度税率をいう。以下この号において同じ。）を定める租税条約（租税条約等実施特例法第二条第一号に規定する租税条約をいう。以下この号において同じ。）の規定の適用があるものであつて当該相手国居住者等配当等若しくは当該配当等につきそれぞれ適用される限度税率（ニに掲げる配当等につきそれぞれ適用される限度税率が租税条約等実施特例法第三条の二第九項に規定する住民税をも含めて規定されている場合には、同項に規定する控除後限度税率とする。第三号において「適用限度税率」といふ。）が租税条約等実施特例法第三条の二第

一項、第三項、第五項、第七項若しくは第十九項に規定する所得税法及び租税特別措置法の規定に規定する税率以下であるもの（以下この項において「限度税率適用配当等」という。）又は所得税及び当該所得税に係る復興特別所得税の免除を定める租税条約の規定が適用があるもの（以下この項において「免除適用配当等」という。）については、第九条及び第二十六条から第二十八条までの規定（ハ）に掲げる配当等に係るもの及び居住者が

イ 稟税条約等実施特例法第三条の二第三項に規定する株主等配当等

ロ 稟税条約等実施特例法第三条の二第五項に規定する相手国团体配当等

ハ 稟税条約等実施特例法第三条の二第七項に規定する第三国团体配当等

二 稟税条約等実施特例法第三条の二第九項に規定する特定配当等

一 限度税率適用配当等又は免除適用配当等(前号ハに掲げる配当等に係るものに限る。)につき稟税条約等実施特例法第三条の二第十二項において準用する所得税法百七十二条第一項の規定による申告書を提出すべき者については、第十七条第五項及び第七項並びに第十八条第十二項から第十五項までの規定を準用する。

二 限度税率適用配当等又は免除適用配当等(第一号ハ又はニに掲げる配当等に係るものに限る。以下この号において同じ。)につき稟税条約等実施特例法第三条の二第十四項後段、第十六項後段、第十八項後段、第二十項後段、第二十二項後段又は第二十四項後段の規定により所得税の額が計算され、又は所得税が課される場合には、当該限度税率適用配当等又は免除適用配当等につきこれらの規定により適用限度税率を控除する前の当該規定に規定する税率により計算した所得税の額を当第十条第一号から第三号までに定める所得税の額として、この章の規定を適用する。

租税条約等実施特例法第七条第一項又は第二項の規定は、これらの規定に規定する合意が行われたことにより、居住者の各年分の復興特別所得税の額又は相手国居住者等(租税条約等実施特例法第二条第四号に規定する相手国居住者等を含む。)の各年分の復

興特別所得税の額のうちに減額されるものがある場合について準用する。

た年分に係る第十七条第一項第一号、第三号若しくは第五号に掲げる金額（当該金額につき修正申告書の提出又は更正があった場合には、その申告又は更正後の金額）が過大となるとき、又は復興特別所得税申告書に記載した、若しくは決定を受けた年分に係る同項第四号若しくは第六号に掲げる金額（当該金額につき修正申告書の提出又は更正が、又は更正後（又は更正後の金額）が過少となるときのその更正を受けた居住者又は相手国居住者等について準用する。この場合において、租税条約等実施特例法第七条第四項の表所得税法第一百五十三条の項中「更正の特例」とあるのは、「更正の特例」（東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第二百七十九号）第三十三条第十項（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）において準用する場合を含む）と読み替えるものとする。

13 12 第十七条第五項の規定による更正に係る還付金又は過納金について準用する。
 前各項に定めるものほか、復興特別所得税に係る所得税法その他の法令の規定の技術的の読替えその他この章の規定による計算を同項の規定を適用しないとした復興特別所得税の額（以下「復興特別所得税の額」という。）又は第十七条第五項第一号若しくは第四号イに規定する復興特別所得税の額につき復興特別所得税を免れた者は、十年以下の懲役若しくは

は千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

興特別所得税の額に相当する金額以下とすることができる。

第五章 復興特別法人税

祝

十八 附帶税 国税通則法第二条第四号に規定する附帶税をいう。

2 前項の免れた復興特別所得税の額が千万円を超えるときは、情状により、同項の罰金は、千円を超えてその免れた復興特別所得税の額に相当する金額以下とすることができる。

第三十七条 正当な理由がなくて第十七条第一項若しくは第五項又は第二十条の二第三項において準用する所得税法第一百五十二条の四第一項若しくは第二項（これらの規定を同法第一百六十六

第四十条 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

十九 充當 国税通則法第五十七条第一項の規定による充當をいう。

第一項に規定するもののほか、第十七條第一項若しくは第五項又は第二十条の二第三項において準用する所得税法第二百五十九条の四第一項若しくは第二項（これらの規定を同法第二百六十六条において準用する場合を含む）、第二十二条の二第四項において準用する同法第二百五十一条の五第一項（同法第二百六十六条において準用する場合を含む）若しくは第二十条の二第六項において準用する同法第二百五十五条の六第一項（同法第二百六十六条において準用する場合を含む。）の規定による申告書をその提出期限までに提出しないことにより、第十七条第一項第二号に規定する復興特別所得税の額（第十四条の規定により控除をされるべき金額がある場合には、同号の規定による計算を同条の規定を適用しないでした復興特別所得税の額）又は第十五条第一号若しくは第四号イに規定する復興特別所得税の額につき復興特別所得税を免れた者は、五年以下の懲役若しくは五百円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

前項の免れた復興特別所得税の額が五百円を超えるときは、情状により、同項の罰金は、五百円を超えるべき復興特別所得税を免れた者には、十年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

前項の免れた復興特別所得税の額が百万円を超えるときは、情状により、同項の罰金は、一百万円を超えた者は、十年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第三十六条 第二十八条から第三十条までの規定により徴収して納付すべき復興特別所得税を納付しなかつた者は、十年以下の懲役若しくは二百万円を超過した者は、情状により、同項の罰金は、二百円を超過した者は、一百万円以下の罰金に併科する。

二 外国法人 法人税法第二条第四号に規定する
る国内法人をいう。

三 公益法人等 法人税法第二条第六号に規定
する公益法人等(同法以外の法律によって法
人税に関する法令の規定の適用上同号に規定
する公益法人等とみなされるものを含む。)を
いう。

四 人格のない社団等 法人税法第二条第八号
に規定する人格のない社団等をいう。

五 連結親法人 法人税法第二条第十二号の六
の七に規定する連結親法人をいう。

六 連結子法人 法人税法第二条第十二号の七
に規定する連結子法人をいう。

七 連結完全支配関係 法人税法第二条第十二
号の七の七に規定する連結完全支配関係をい
う。

八 収益事業 法人税法第二条第十三号に規定
する収益事業をいう。

九 連結所得 法人税法第二条第十八号の四に
規定する連結所得をいう。

十 指定期間 平成二十四年四月一日から平成
二十六年三月三十一日までの期間をいう。

十一 事業年度 法人税法第十三条及び第十四
条並びに租税特別措置法第六十六条の十一の
二(第五項に規定する事業年度をいう。

十二 連結事業年度 法人税法第十五条の二に
規定する連結事業年度をいう。

十三 法人課税信託 法人税法第二条第二十九
号の二に規定する法人課税信託をいう。

十四 復興特別法人税申告書 第五十三条第一
項の規定による申告書(当該申告書に係る國
稅通則法第十八条第二項に規定する期限後申
告書を含む。)及び第五十四条の規定によ
る申告書をいう。

十五 修正申告書 国稅通則法第十九条第三項
に規定する修正申告書をいう。

十六 更正請求書 国稅通則法第二十三条第三
項に規定する更正請求書をいう。

十七 更正 国稅通則法第二十四条又は第一
六条の規定による更正をいう。

(法人課税信託の受託者等に関するこの章の適用)

第四十一条 人格のない社団等及び法人課税信託の受託者である個人は、法人とみなして、この章（第六節を除く。）の規定を適用する。

法人課税信託の受託者は、各法人課税信託の法人税法第四条の六第一項に規定する信託資産等及び固有資産等ごとに、それぞれ別の者とみなして、この章（次条、第四十六条及び第六節を除く。）の規定を適用する。

法人税法第四条の六第二項、第四条の七及び第四条の八の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。

（納稅義務者）

第四十二条 法人は、基準法人税額につき、この法律により、復興特別法人税を納める義務がある。

第四十三条 法人の各課税事業年度の基準法人税額には、この法律により、復興特別法人税を課す。

（課税の対象）

（基準法人税額）

第四十四条 この章において「基準法人税額」とは、次の各号に掲げる法人の区分に応じ当該各号に定める金額をいう。

一 連結親法人以外の法人 当該法人の法人税の課税標準である各事業年度の所得の金額につき、法人税法その他の法人税の税額の計算に関する法令の規定（同法第六十七条から第七十条の二まで及び第百四十四条の規定並びに租税特別措置法第三章第五節及び第五節の二の規定を除く。）により計算した法人税の額（附帯税の額を除く。）

二 連結親法人 当該連結親法人の法人税の課税標準である各連結事業年度の連結所得の金額につき、法人税法その他の法人税の税額の計算に関する法令の規定（同法第八十一条の十三から第八十一条の十七までの規定並びに租税特別措置法第三章第十七節及び第十八節の規定を除く。）により計算した法人税の額（附帯税の額を除く。）

連結事業年度において同項の規定の適用を受けた場合において、当該連結親法人の当該課税事業年度の同項に規定する個別控除対象外国法人税の額（租税特別措置法第六十八条の九十一第一項及び第六十八条の九十三条の三第一項の規定による法人税法第八十一条の十五第一項に規定する個別控除対象外国法人税の額とみなされるものを含む。以下この項において同じ。）が当該連結親法人の同条第一項に規定する連結控除限度個別帰属額を超えるとき、又は当該連結法人の当該連結事業年度の個別控除対象外国法人税の額が当該連結子法人の同項に規定する連結控除限度個別帰属額を超えるときは、当該課税事業年度の復興特別法人税控除限度額で当該連結親法人又は当該連結子法人に帰せられる金額として政令で定めるところにより計算した金額を限度として、その超える金額を当該課税事業年度の復興特別法人税の額から控除する。

前項に規定する復興特別法人税控除限度額とは、連結親法人の各課税事業年度の第四十八条の規定を適用して計算した復興特別法人税の額のうち当該課税事業年度の連結所得でその源泉が国外にあるものに対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額をいう。

法税法第六十九条第九項の規定は、第一項の規定又は第二項の規定は、復興特別法人税申告書、修正申告書又は更正請求書にこれららの規定による控除を受けるべき金額及びその計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、これらの規定による控除をされるべき金額は、当該金額として記載された金額を限度とする。

（税額控除の順序）

第五十条 前二条の規定による復興特別法人税の額から控除については、まず前条の規定による控除をした後において、第四十九条の規定による控除をするものとする。

（連結法人の復興特別法人税の個別帰属額の計算）

第五十二条 連結親法人又は各連結子法人に各課税事業年度又は当該課税事業年度終了日の属する連結事業年度の復興特別法人税の負担額として帰せられる金額は、当該課税事業年度の人税負担帰属額から減算調整額（当該連結親法人又は連結子法人に係る次に掲げる金額の合計額をいう。以下この項において同じ。）を控除

した金額とし、当該連結親法人又は各連結子法人に当該復興特別法人税の減少額として帰せられる金額は、当該課税事業年度の法人税負担帰属額がある場合には減算調整額から当該法人税負担帰属額を控除した金額と、当該課税事業年度の法人税減少帰属額がある場合には当該法人税減少帰属額と減算調整額との合計額とする。

ただし、当該課税事業年度の課税標準法人税額がない場合において、第五十六条第一項又は第五十六条第二項の規定による還付を受けたとき第五十九条第一項の規定による還付を受けたときには、当該連結親法人又は各連結子法人に当該課税事業年度は連結事業年度の復興特別法人税の負担額として帰せられる金額はないものとし、当該連結親法人又は各連結子法人に当該復興特別法人税の減少額として帰せられる金額は第一号に掲げる金額とする。

第一 第四十九条第三項の規定による控除をされるべき金額のうち連結親法人又は各連結子法人に帰せられるものとして政令で定める金額

二 第五十条第二項の規定による控除をされる金額のうち連結親法人又は各連結子法人に帰せられるものとして政令で定める金額

三 第五十条第二項の規定による控除をされる金額のうち連結親法人又は各連結子法人に帰せられるものとして政令で定める金額

四 第五十条第三項の規定による控除をされることは、日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号。以下この号において「震災特例法」という。）第二十五条の二第二項及び第三項、第二十五条の二の二第二項及び第三項、第二十五条の二の三第二項及び第三項、第二十五条の二の三第二項及び第三項、第一項並びに第二十五条の三の三第一項の規定、租税特別措置法第六十八条の九第一項から第四項まで、第六十八条の十第二項及び第三項、第六十八条の十一第七項から第九項まで、第六十八条の十三第一項及び第二項、第六十八条の十四第二項及び第三項、第六十八条の十五第二項及び第三項、第六十八条の十五の六第七項及び第八項及び第六十八条の十五の五第一項の規定により適用する場合を含む。）の規定により計算した金額に同条第二項ただし書に規定する割合を乗じて計算した金額とする。

第四節 申告、納付及び還付等

（課税標準及び税額の申告）

第五十三条 法人は、各課税事業年度終了日の翌日から二月以内に、税務署長に対し、次に掲げる事項を記載した申告書を提出しなければならない。ただし、第一号に掲げる課税標準法人税額がない場合には、当該申告書を提出することを要しない。

一 当該課税事業年度の課税標準である課税標準法人税額

二 前号に掲げる課税標準法人税額につき前節の規定を適用して計算した復興特別法人税の額

三 第四十九条の規定による控除をされるべき金額で前号に掲げる復興特別法人税の額の計算上控除しきれなかつたものがある場合に

四 前三号に掲げる金額の計算の基礎その他財務省令で定める事項

五 清算中の内国法人につきその残余財産が確定した場合には、当該内国法人の当該残余財産の

条の十五第五項又は第六十八条の十五の四第一項の規定、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百四号。以下この号において「改正法」という。）附則第七十二条の規定によりなおその効力を有するものとされる改正法第十九条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の十号。以下この号において「改正法」という。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用を受ける連結親法人で、ある場合には、各課税事業年度の連結所得の金額につき法人税法第八十一条の十二（租税特別措置法第六十八条の八第八号の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による課税事業年度の連結所得の金額に対する割合（連結所得の金額がない課税事業年度については、法人税法第八十一条の十二第二項又は同表の第二号及び第三号に規定する年八百六十円以下の金額に対する税率を乗じて計算した金額の百分比に相当する金額）を前項第一号及び第三号に規定する税率として、同項の規定を適用する。

四 第一項の連結親法人の課税事業年度が第四十七条第二項ただし書の規定の適用を受ける課税事業年度である場合には、第一項に規定する法人税負担帰属額及び法人税減少帰属額は、第二条第一項に規定する個別欠損金額に当該前項の連結親法人又は連結子法人の同項の課税事業年度の連結所得に対して適用される法人税の税率を乗じて計算した金額の百分比に相当する金額（以下この号において「震災特例法」という。）第二十五条の二第二項及び第三項、第二十五条の二の二第二項及び第三項、第二十五条の二の三第二項及び第三項、第一項並びに第二十五条の三の三第一項の規定、租税特別措置法第六十八条の九第一項から第四項まで、第六十八条の十第二項及び第三項、第六十八条の十一第七項から第九項まで、第六十八条の十三第一項及び第二項、第六十八条の十四第二項及び第三項、第六十八条の十五第二項及び第三項、第六十八条の十五の六第七項及び第八項及び第六十八条の十五の五第一項の規定により適用する場合を含む。）の規定により計算した金額に同条第二項ただし書に規定する割合を乗じて計算した金額とする。

第四節 申告、納付及び還付等

（課税標準及び税額の申告）

第五十三条 法人は、各課税事業年度終了日の翌日から二月以内に、税務署長に対し、次に掲げる事項を記載した申告書を提出しなければならない。ただし、第一号に掲げる課税標準法人税額がない場合には、当該申告書を提出することを要しない。

一 当該課税事業年度の課税標準である課税標準法人税額

二 前号に掲げる課税標準法人税額につき前節の規定を適用して計算した復興特別法人税の額

三 第四十九条の規定による控除をされるべき金額で前号に掲げる復興特別法人税の額の計算上控除しきれなかつたものがある場合に

四 前三号に掲げる金額の計算の基礎その他財務省令で定める事項

五 清算中の内国法人につきその残余財産が確定した場合には、当該内国法人の当該残余財産の

3 確定の日の属する課税事業年度に係る前項の規定の適用については、同項中「二月以内」とあるのは、「二月以内」（当該翌日から一月以内に残余財産の最後の分配又は引渡しが行われる場合には、その行われる日の前日まで）とする。
4 外国法人に係る第一項の規定の適用については、同項中「二月以内」とあるのは、「二月以内」（当該翌日から第三号までに掲げる外国法人に該当する法人が国税通則法第一百七十二条第二項の規定による納税管理人の届出をしてないでこれらの号に掲げる外国法人のいずれにも該当しないこととなる場合又は法人税法第一百四十二条第四号に掲げる外国法人に該当する法人が同法第一百三十八条第二号に規定する事業で国内において行うものを廃止する場合には、当該課税事業年度終了日の翌日から二月を経過した日の前日とその該当しないこととなる日又はその廃止の日とのうちいずれか早い日まで）とする。

第五項において準用する同法第七十五条第七項の規定

租税特別措置法第六十六条の三の規定は、前項において準用する次に掲げる規定の適用を受ける法人の第一項の規定による申告書に係る課税事業年度の復興特別法人税について準用する。

一 法人税法第七十五条の二第六項において準用する同法第七十五条第七項の規定

二 法人税法第八十一条の二十四第三項において準用する同法第七十五条第七項の規定

(還付を受けるための申告)

第五十四条 法人は、その課税事業年度の復興特別法人税につき前条第一項第三号に掲げる金額額がある場合には、同項ただし書の規定により申告書を提出すべき義務がない場合においても、第五十六条第一項の規定による還付を受けるため、前条第一項各号に掲げる事項を記載した申告書を税務署長に提出することができる。

(復興特別法人税の期限内申告による納付)

第五十五条 第五十三条第一項の規定による申告書を提出した法人は、当該申告書に記載した同項第二号に掲げる金額があるときは、当該申告書の提出期限までに、当該金額に相当する復興特別法人税を国に納付しなければならない。

(復興特別所得税額の還付)

第五十六条 復興特別法人税申告書の提出があつた場合において、当該申告書に第五十三条第一項第三号に掲げる金額の記載があるときは、税務署長は、当該申告書を提出した法人に対し当該金額に相当する税額を還付する。

2 前項の規定による還付金について還付加算金を計算する場合には、その計算の基礎となる国税通則法第五十八条第一項の期間は、その還付に係る申告書が次の各号に掲げる申告書のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める期限又は日の翌日からその還付のための支払決定をする日又はその還付金につき充当をする日(同日前に充当をするのに適したこととなつた日がある場合には、その適することとなつた日)までの期間とする。

一 第五十三条第一項の規定による申告書(当該申告書の提出期限内に提出されたものに限る)当該申告書の提出期限

二 第五十三条第一項の規定による申告書(当該申告書の提出期限内に提出されたものを除く。)当該申告書の提出があつた日

三 第五十四条の規定による申告書の提出があった日（当該申告書が基準申告期限（当該申告書が第五十三条第一項の規定による申告書であるものとした場合における当該申告書の提出期限をいう。以下この号において同じ。）前に提出された場合には、その基準申告期限）

第一項の規定による還付金を同項の復興特別法人税に付す。当該申告書に係る課税事業年度の復興特別法人税申告書に係る課税事業年度の復興特別法人税で未納のものに充当する場合には、その還付金のうちその充当する金額については還付加算金を付さないものとし、その充当される部分の復興特別法人税については、延滞及び利子税を免除するものとする。

前二項に定めるもののほか、第一項の還付の手続、同項の規定による還付金（これに係る還付加算金を含む。）につき充当をする場合の方法その他同項の規定の適用に関する事項は、政令で定める。

（更正の請求の特例）

第五十七条 法人税法第八十条の二の規定は、人が次に掲げる金額につき修正申告書を提出し、又は更正若しくは決定（国税通則法第二十五条の規定による決定をいう。以下この条において同じ。）を受けた場合において、その修正申告書の提出又は更正若しくは決定に伴い、その修正申告書又は更正若しくは決定に係る事業年度又は連結事業年度後の各課税事業年度で決定を受けた課税事業年度に係る第五十三条第一項第一号又は第二号に掲げる金額（当該金額につき修正申告書の提出又は更正があつた場合にあっては、その申告又は更正後の金額）が過大となるときはについて準用する。

一 法人税法第二条第三十一条に規定する確定申告書に記載すべき同法第七十四条第一項第一号から第五号まで（同法第一百四十五条において準用する場合を含む。）に掲げる金額（同法第二条第三十二号に規定する連結計算の申告書に記載すべき同法第八十一条の二十一項第一号から第五号までに掲げる金額二、復興特別法人税申告書に記載すべき第五号までの申告書を含む。次項において同じ。）のを用する場合を含む。

認を受けている場合には、復興特別法人税申告書及び当該申告書に係る修正申告書（次項において「復興特別法人税申告書等」という。）について、青色の申告書により提出することができる。

2 法人が法人税法第二百一十七章第一項（同法第二百四十六条において準用する場合を含む。）の規定により同法第二百二十二条第一項の承認を取り消された場合には、その取消しに係る同法第二百二十七条第一項各号に定める事業年度開始の日以後その法人が前項の規定により青色の申告書により提出した復興特別法人税申告書等（納付すべき義務が同日前に成立した復興特別法人税に係るものを除く。）は、青色申告書（同項の規定により青色の申告書によつて提出する復興特別法人税申告書等をいう。次項において同じ。）以外の申告書とみなす。

3 法人税法第二百三十条第二項の規定は、法人が提出した青色申告書に係る復興特別法人税について準用する。

（確定申告に係る更正等による復興特別所得税額の還付）

第五十九条 法人の提出した復興特別法人税申告書に係る復興特別法人税につき更正（当該復興特別法人税についての更正の請求（国税通則法第二十三条第一項の規定による更正の請求をいう。次項において同じ。）に対する処分に係る不服申立て又は訴えについての決定若しくは裁決又は判決を含む。以下この項及び次項において「更正等」という。）があつた場合において、その更正等により第五十三条第一項第三号に掲げる金額が増加したときは、税務署長は、その法人に対し、その増加した部分の金額に相当する税額を還付する。

前項の規定による還付金について還付加算金を計算する場合には、その計算の基礎となる国税通則法第五十八条第一項の期間は、前項の更正等の日の翌日以後一月を経過した日（当該更正等が更正の請求に基づく更正である場合及び更正の請求に対する処分に係る不服申立て又は訴えについての決定若しくは裁決又は判決である場合には、その更正の請求の日の翌日以後三月を経過した日と当該更正等の日の翌日以後一月を経過した日とのいずれか早い日）からその還付のための支払決定をする日又はその還付金につき充当をする日（同日前に充当をするのに

				適することとなつた日がある場合には、その適 すこととなつた日)までの期間とする。
				第一項の規定による還付金を同項の復興特別 法人税申告書に係る課税事業年度の復興特別法 人税で未納のものに充当する場合には、その還 付金の額のうちその充当する金額については、その還 付金を付加算金を付さないものとし、その充当され る部分の復興特別法人税については、延滞税及 び利子税を免除するものとする。
			第六十条	削除
		(連帶納付の責任)		前二項に定めるもののほか、第一項の規定に よる還付金(これに係る還付加算金を含む) につき充當をする場合の方法その他同項の規定 の適用に關し必要な事項は、政令で定める。
		第六十一条	法定	法人税法第八十一条の二十八の規定 は、連結親法人の各課税事業年度の復興特別法 人税について準用する。
		第六十二条	法定	法人税法第一百五十二条の規定は、第四十一条 第三項において準用する同法第四条の八第二項 の規定により同法第一百五十二条第一項に規定す る主宰受託者が納めるものとされる復興特別法 人税について準用する。 (当該職員の質問検査権等)
		第六十三条	法定	国税通則法第七十四条の二(第一項 第二号に係る部分に限る。次項において同じ。) 及び第七十四条の八から第七十四条の十一まで の規定は、復興特別法人税に関する調査を行な う場合について準用する。 国税通則法第七十四条の十三の規定は、前項 において準用する同法第七十四条の二の規定に よる復興特別法人税に関する質問、検査又は提 示若しくは提出の要求をする場合について準用 する。 (復興特別法人税に係る法人税法の適用の特例 等)
人法 欄一 第二欄 第六 第十 又は) 第三欄 第四欄	第六十三条	法定	復興特別法人税に係る次の表の第一 欄に掲げる法律の適用については、同表の第二 欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句 は、同表の第四欄に掲げる字句とする。	3 第一項の規定による還付金を同項の復興特別 法人税申告書に係る課税事業年度の復興特別法 人税で未納のものに充当する場合には、その還 付金の額のうちその充当する金額については、その還 付金を付加算金を付さないものとし、その充当され る部分の復興特別法人税については、延滞税及 び利子税を免除するものとする。 4 前二項に定めるもののほか、第一項の規定に よる還付金(これに係る還付加算金を含む) につき充當をする場合の方法その他同項の規定 の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

適することとなつた日がある場合には、その適
一九二二年二月二日。此の期間一二〇。

すことなどかへた日までの期間とする。
第一項の規定による還付金を同項の復興特別法人税申告書に係る課税事業年度の復興特別法人税で未納のものに充当する場合には、その還付金の額のうちその充当する金額については、還付加算金を付さないものとし、その充当される部分の復興特別法人税については、延滞税及び利子税を免除するものとする。
前二項に定めるものほか、第一項の規定による還付金（これに係る還付加算金を含む。）につき充当をする場合の方法その他同項の規定

第六十条 削除 第五節 案由

(連帯納付の責任)

第六十一条 法人税法第二十一条の二十ハの規定は、連結親法人の各課税事業年度の復興特別法人税について準用する。
二 法人税法第二百五十二条の規定は、第四十一条の規定において準用する同法第四条の八第一項の規定により同法第二百五十二条第一項に規定する主宰受託者が納めるものとされる復興特別法人税について準用する。
(当該職員の質問検査権等)

第六十二条 国税通則法第七十四条の二（第一項第二号に係る部分に限る。次項において同じ。）及び第七十四条の八から第七十四条の十一までの規定は、復興特別法人税に関する調査を行う場合について準用する。

(復興特別法人税に係る法人税法の適用の特例等)

欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、同表の第四欄に掲げる字句とする。

人	法	欄	一	第
六	第		第二	欄
条	二		第三	欄
第	十)	第四	欄
又	は			
若	しく	は		

又は東日本大震災からの復興

第一項（復興特別所得稅額の 空余）^一吉^二は第五十六条第

並により計算した復興特別法人
税の額並びに

の額（第四十九条又は第五十条の規定により控除をされるべき金額がある場合には、同号の規定による計算をこれらの規定を適用しないでした復興特別法人税の額）につき復興特別法人税を免れた場合には、法人（人格のない社団等を含む。第三項、次条並びに第六十八条第一項及び第二項において同じ。）の代表者（人格のない社団等の管理人及び法人課税信託の受託者である個人を含む。第三項及び次条において同じ。）、代理人、使用人その他の従業者（当該法人が連結親法人である場合には、連結子法人の代表者、代理人その他の従業者を含む。第六十八条第一項において同じ。）での違反行為をした者は、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の免れた復興特別法人税の額が千万円を超えるときは、情状により、同項の罰金は、千円を超えてその免れた復興特別法人税の額に相当する金額以下とすることができる。

3 第一項に規定するものほか、第五十三条第一項の規定による申告書をその提出期限までに提出しないことにより、同項第二号に規定する復興特別法人税の額（第四十九条又は第五十条の規定により控除をされるべき金額がある場合には、同号の規定による計算をこれらの規定を適用しないでした復興特別法人税の額）につき復興特別法人税を免れた場合には、法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者でその違反行為をした者は、五年以下の懲役若しくは五百万元以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 前項の免れた復興特別法人税の額が五百万円を超えるときは、情状により、同項の罰金は、五百万円を超えてその免れた復興特別法人税の額に相当する金額以下とすることができる。

第六十五条 正当な理由がなくて第五十三条第一項の規定による申告書をその提出期限までに提出しなかった場合には、法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者でその違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。ただし、情状により、その刑を免除することができる。

第六十六条 削除

第六十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第六十二条第一項において準用する国税通則法第七十四条の二の規定による当該職員の

質問に対しても答弁せず、若しくは偽りの答弁をし、又は同条の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

二 第六十二条第一項において準用する国税通則法第七十四条の二の規定による物件の提示又は提出の要求に對し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出した者

第六十八条 法人の代表者（人格のない社団等の管理人を含む。）又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第六十四条第一項若しくは第三項、第六十五条又は前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して当該各条の罰金刑を科する。

前項の規定により第六十四条第一項又は第三項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、これらの規定の罪についての時効の期間による。

3 人格のない社団等について第一項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第六章 復興債の発行等

（復興債の発行）

第六十九条 政府は、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項の規定にかかるわらず、復興策に要する費用（以下「復興費用」という。）のうち平成二十三年度の一般会計補正予算（第3号）に計上された費用の財源について、正予算（第3号）に計上された費用の財源については、当該補正予算をもつて国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行することができる。

2 平成二十三年度の当初予算に計上された基礎年金の国庫負担の追加に伴い見込まれる費用を用いる場合において当該補正予算に復興費用が計上されるときは、当該復興費用の財源について、第一項の規定を適用する。

3 平成二十三年度において、一般会計補正予算（第3号）の作成後に、新たに補正予算を作成する場合において当該補正予算に復興費用が計上されるときは、当該復興費用とみなして前項の規定を適用する。

第六章 復興債の発行等

4 政府は、平成二十四年度から平成二十七年度までの間における第三条の規定による財政投融資特別会計財政融資資金勘定からの国債整理基金特別会計への繰入金及び平成二十八年度から令和四年度までの間における第三条の二の規定による財政投融資特別会計投資勘定からの国債整理基金特別会計への繰入金は、償還費用の財源に充てるものとする。

5 第一項、第三項及び前項に規定する復興費用にかかるわらず、復興費用の財源については、各年度の予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行することができる。

6 財政法第四条第一項ただし書の規定は、第一項、第三項及び第四項に規定する復興費用について、適用しない。

（復興債に係る発行時期及び会計年度所属区分の特例）

第七十条 前条第一項から第四項までの規定により発行する公債（以下「復興債」という。）の発行は、各年度の翌年度の六月三十日までの間に、行うことができる。この場合において、年度の四月一日以後発行される復興債に係る收入は、当該各年度所属の歳入とする。

（復興債等の償還）

第七十一条 復興債及び当該復興債に係る借換国債（特別会計法第四十六条第一項又は第四十七条第一項の規定により起債される借換国債をいい、当該借換国債につきこれらの規定により順次起債された借換国債を含む。以下同じ。）については、令和十九年度までの間に償還するものとする。

第七章 復興特別税の収入の使途等

第七十二条 平成二十四年度から令和十九年度までの間における復興特別税の収入は、復興費用及び償還費用（復興債（当該復興債に係る借換国債を含む。次条、第七十四条第一項及び附則第十八条において同じ。）の償還に要する費用（借換国債を発行した場合においては、当該借換国債の収入をもつて充てられる部分を除く。をいう。以下同じ。）の財源に充てるものとす るものとする。

3 次に掲げる株式の処分により令和九年度までに生じた収入は、償還費用の財源に充てるものとする。

一 第四条第一項の規定により国債整理基金特別会計に所属替をした日本たばこ産業株式会社の株式

二 特別会計法附則第二百八条第四項の規定により国債整理基金特別会計に帰属した東京地下鉄株式会社の株式

三 第五条の規定により国債整理基金特別会計に所属替をした東京地下鉄株式会社の株式

四 第五条の二及び特別会計法附則第十二条の二の規定により国債整理基金特別会計に所属替をした日本郵政株式会社の株式

五 特別会計法附則第十二条の三の規定により国債整理基金特別会計に所属替をした日本郵政株式会社の株式

六 前三項に規定する収入のほか、平成二十三年度から令和九年度までの各年度において、国有財産の処分による収入その他の租税収入以外の収入であつて国会の議決を経た範囲に属するものは、復興費用及び償還費用の財源に充てるものとする。
(復興特別税の収入の使途等の特例)

第七十三条 令和十九年度における復興特別所得税の収入は、まず償還費用の財源に充て、なお残余があるときは、復興債以外の公債(財政法第四条第一項ただし書の規定により発行された公債(当該公債に係る償換国債を含む。)を除く。)の償還に要する費用の財源に充てるものとする。

2 令和十八年度以前の年度において当該年度までに発行した復興債の償還を完了した場合においては、当該年度から令和十八年度までの間ににおいて生じた復興特別税の収入、前条第三項各号に掲げる株式の処分による収入及び同条第四項に規定する国有財産の処分による収入その他の租税収入以外の収入については、前項の規定を準用する。
(特別会計法の適用に関する特例)

第七十四条 復興債は、特別会計法第四十二条第二項の規定の適用については、国債とみなさない。

2 復興債に係る特別会計法第四十二条第四項の規定の適用については、同項中「一般会計」とあるのは、「東日本大震災復興特別会計」とする。

3 第七十条の規定により、各年度の翌年度の四月一日以後発行される復興債は、特別会計法第四十二条第四項の規定の適用については、当該

各年度の三月三十一日に発行されたものとみなす。

附 則 抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 削除

二 第四章の規定並びに第四十五条、第四十七条、第四十九条、第五十一条から第五十四条まで、第五十六条、第五十七条、第五十九条、第六十三条及び第六十四条の規定（これららの規定中復興特別所得税に係る部分に限る。）並びに附則第六条の規定 平成二十五年一月一日

三 第五章の規定（前号に掲げる規定を除く。）

経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るために必要な措置）

第二条 特別会計法第六条の規定にかかわらず、平成二十四年度から令和二年度までの間、財政投融資特別会計財政融資資金勘定の健全な運営を確保するために必要な措置

第三条 特別会計法第五十八条第一項に規定する融資特別会計財政融資資金勘定の歳入歳出の決算上、特別会計法第五十八条第一項に規定する収納済額が同項に規定する支出済額等に不足するとの見込まれ、かつ、当該不足を同条第二項の規定により補足することができないと見込まれる場合には、当該補足することができないと見込まれる金額に相当する金額を限度として、特別会計法第五十三条第一項第二号の経費（同号トに規定する公債の償還金を除く。）に充てるため、予算で定めるところにより、一般会計から同勘定に繰り入れができる。

第二 前項の規定による繰入金は、財政投融資特別会計財政融資資金勘定の歳入とする。

第十二条 政府は、この法律の施行後適当な時期において、東日本大震災からの復興の状況等を勘案して、復興費用の在り方及び復興施策に必要な財源を確保するための各般の措置の在り方について見直しを行うものとする。（租税収入以外の収入による財源の確保）

第十三条 政府は、前条の規定による見直しを行ふに際し、第二章及び第三章に規定するものの

ほか、平成二十三年度から令和四年度までの間ににおいて二兆円に相当する金額の償還費用の財源に充てる収入を確保することを旨として次に掲げる措置その他の措置を講ずるものとする。

一 日本たばこ産業株式会社の株式について、たばこ事業法等に基づくたばこ関連産業への国との関与の在り方を勘案し、その保有の在り方を見直すことによる処分の可能性について

検討を行うこと。

二 エネルギー対策特別会計に所属する株式について、エネルギー政策の観点を踏まえつつ、その保有の在り方を見直すことによる処分の可能性について検討を行うこと。

三 政府は、前項各号の検討の結果、同項各号に規定する株式の全部又は一部を保有する必要がないと認めるときは、法制上の措置その他必要な措置を講じた上で、当該株式について、できる限り早期に処分するものとする。

第十四条 政府は、前条第一項各号に掲げる措置のほか、租税収入以外の収入による償還費用の財源を確保するため、日本郵政株式会社の株式（日本郵政株式会社法（平成十七年法律第九十八号）第二条の規定により政府が保有していない郵政株式会社の経営の状況、収益の見通しその他の事情を勘案しつつ処分の在り方を検討し、その結果に基づいて、できる限り早期に処分するものとする。

（決算剩余金の償還費用の財源への活用）

第十五条 政府は、平成二十三年度から平成二十七年度までの間の各年度の一般会計歳入歳出の基づき公債又は借入金の償還費用に充てる場合においては、償還費用の財源に優先して充てるよう努めるものとする。（復興特別税の負担軽減措置）

第十六条 政府は、前三条の規定による償還費用の財源の確保が見込まれる場合には、附則第十二条の規定による見直しの結果に基づく復興費用の見込額を勘案しつつ、復興特別税に係る税負担の軽減のための所要の措置を講ずるものとする。（令和八年度から復興庁が廃止されるまでの間において実施する施策のための財源の確保に係る検討）

第十七条 政府は、東日本大震災からの復興の状況等を勘案し、令和八年度から復興庁設置法による実施する施策のための財源の確保に係る検討）

（平成二十三年法律第二百一十五号）第二十一條の規定により復興庁が廃止されるまでの間ににおいて、東日本大震災復興基本法（平成二十三年法律第七十六号）第二条に定める基本理念に基づき実施する施策のための財源の確保の在り方にについて検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第十八条 政府は、東日本大震災からの復興に関する国の資金の流れの透明化を図るとともに復興債の償還を適切に管理するため、復興事業に係る歳入歳出を経理する特別会計を平成二十四年度において設置することとし、必要な法制上の措置を講ずるものとする。

第十九条 前項に規定する特別会計は、平成二十三年度一般会計補正予算（第3号）のうち第六十九条の規定に基づき発行した復興債の償還に係る債務等について承継するものとする。

第二十条 政府は、前条第一項各号に掲げる措置のほか、租税収入以外の収入による償還費用の財源を確保するため、日本郵政株式会社の株式（日本郵政株式会社法（平成十七年法律第九十八号）第二条の規定により政府が保有していない郵政株式会社の経営の状況、収益の見通しその他の事情を勘案しつつ処分の在り方を検討し、その結果に基づいて、できる限り早期に処分するものとする。

第二十一条 政府は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための税制等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第二百一十四号）の公布の日から施行する。

第二十二条 政府は、前条第一項各号に定める日から施行する。

第二十三条 政府は、前条第一項各号に定める日から八まで 略

第二十四条 政府は、前条第一項各号に定める日から八まで 略

第二十五条 政府は、前条第一項各号に定める日から八まで 略

第二十六条 政府は、前条第一項各号に定める日から八まで 略

第二十七条 政府は、前条第一項各号に定める日から八まで 略

第二十八条 政府は、前条第一項各号に定める日から八まで 略

第二十九条 政府は、前条第一項各号に定める日から八まで 略

第三十条 政府は、前条第一項各号に定める日から八まで 略

第三十一条 政府は、前条第一項各号に定める日から八まで 略

第三十二条 政府は、前条第一項各号に定める日から八まで 略

第三十三条 政府は、前条第一項各号に定める日から八まで 略

第三十四条 政府は、前条第一項各号に定める日から八まで 略

第三十五条 政府は、前条第一項各号に定める日から八まで 略

第三十六条 政府は、前条第一項各号に定める日から八まで 略

第三十七条 政府は、前条第一項各号に定める日から八まで 略

第三十八条 政府は、前条第一項各号に定める日から八まで 略

第三十九条 政府は、前条第一項各号に定める日から八まで 略

第四十条 政府は、前条第一項各号に定める日から八まで 略

第四十一条 政府は、前条第一項各号に定める日から八まで 略

第四十二条 政府は、前条第一項各号に定める日から八まで 略

第四十三条 政府は、前条第一項各号に定める日から八まで 略

七十四条の七に係る部分に限る。」の規定を準用する部分を除く。）の規定は、平成二十五年一月一日以後に同項において準用する新国税通則法第七十四条の二第一項第二号に定める者（同条第二項の規定により同号ロに掲げる者に含まれるものとされる者を含む。）に対して行う同条の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求（同日前から引き続き行われている調査（同日前に当該者に對して当該調査に係る第二十三条の規定による改正前の東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下この項において「旧特別措置法」という。）第六十二条第一項若しくは第二項又は同条第六項において準用する同条第一項若しくは第二項の規定による質問又は検査を行っていたものに限る。）に係るものを除く。）について適用し、同日前に法人に對して行つた旧特別措置法第六十二条第一項又は第二項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定による質問又は検査（経過措置調査に係るものを含む。）及び同条第三項又は第四項（同条第六項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する金銭の支払若しくは物品の譲渡をする義務があると認められる者又は金銭の支払若しくは物品の譲渡を受ける権利があると認められる者に對して同日前に行つた同条第三項又は第四項の規定による質問又は検査（当該経過措置調査に係るものを含む。）については、なお從前の例による。

二 新特別措置法第六十二条第一項（新国税通則法第七十四条の七及び第七十四条の八（新国税通則法第七十四条の七に係る部分に限る。）の規定を準用する部分に限る。）の規定は、平成二十五年一月一日以後に提出される新国税通則法第七十四条の七に規定する物件について適用する。

第四十四条 この法律（附則第一条各号に掲げる規則に關する経過措置）

（規則に關する経過措置）

十九条第一項の改正規定、附則第九十条の前の見出しを削り、同条に見出しを付する改正規定並びに附則第九十一条及び第九十五条の改正規定を除く)、附則第四十条から第四十四条までの規定、附則第四十五条中総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)第三条及び第四条第七十九号の改正規定並びに附則第四十六条及び第四十七条の規定は、公布の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第四十六条 この法律(附則第一条ただし書に規定する規定にあっては、当該規定)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後に行った行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第四十七条 この附則に定めるもののはか、この法律の施行に関する必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

附 則 (平成一五年三月三〇日法律第五号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次に掲げる規定 平成二十五年六月一日
イ からハまで 略

二 第十条中東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第六条第七号の改正規定、同法第十条の改正規定及び同法第二十二条第一項の改正規定

三 から五まで 略

六 次に掲げる規定 平成二十八年一月一日
イ からハまで 略

二 第十条中東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第六条第七号の改正規定、同法第十条の改正規定及び同法第二十二条第一項の改正規定

七 から九まで 略

八 次に掲げる規定 福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律(平成二十五年法律第十二号)の施行の日
イ から九まで 略

九 第十条中東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第五十二条第二項第四

号の改正規定（第二十五条の三第一項並びに第二十五条の三の二第一項）を「第二十五条の二の三第二項及び第三項、第二十五条の三第一項、第二十五条の三の二第一項並びに第二十五条の三の三第一項」に改める部分に限る。) (罰則の適用に関する経過措置)
第一百六条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(政令への委任)
第一百七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に際し必要な経過措置は、政令で定める。
(検討)
第一百八条 政府は、次に掲げる基本的方向性により、第一号、第三号及び第四号に関連する税制上の措置については平成二十五年度中に、第二号に関連する税制上の措置については平成二十六年度中に財源も含め検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。
一 大学に対する寄附金その他の寄附金に係る税制上の措置の在り方について、これまで講じられた措置の効果等を踏まえつつ、対象範囲を含め、検討すること。
二 給与所得者の特定支出の控除の特例の在り方について、給与所得者の負担軽減及び実額控除の機会拡大の観点から、これまで講じられた措置の効果等を踏まえつつ、適用判定の基準（所得税法第五十七条の二第一項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額をいう。）及び控除対象の範囲を含め、検討すること。
三 交際費等の課税の特例の在り方について、当該特例が租税特別措置法で定められていることも踏まえ、消費の拡大を通じた経済の活性化を図る観点から、その適用範囲を含め、検討すること。
四 贈与税について、高齢者が保有する資産の若年世代への早期移転を促し、消費の拡大を通じた経済の活性化を図る観点、格差の固定化の防止等の観点から、結婚、出産又は教育に要する費用等の非課税財産の範囲の明確化も含め、検討すること。

(施行期日) **附 則** (平成二五年一月二二日法律第一七六号)
第一条 この法律は、平成二十六年四月一日から施行し、この法律による改正後の特別会計に関する法律（以下「新特別会計法」という。）の規定は、平成二十六年度の予算から適用する。
附 則 (平成二六年三月三一日法律第四〇号) 抄
(施行期日) 第一条 この法律は、平成二十六年四月一日から施行する。
附 則 (平成二六年三月三一日法律第一〇号) 抄
(施行期日) 第一条 この法律は、平成二十六年四月一日から施行する。
一及び二 略
三 次に掲げる規定 平成二十七年四月一日
イ からトまで 略
チ 第十四条中東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第六十三条第十二項の改正規定
四 及び五 略
六 次に掲げる規定 平成二十八年四月一日
イ からチまで 略
リ 第十四条中東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第十条の改正規定、同法第十四条の改正規定、同法第二十条の二の改正規定、同法第二十八条第一項の改正規定、同法第三十三条第一項の表所得税法の項の改正規定、同法第三十三条第五項に改め、同項を同条第六項とする部分を除く)、同条第四項の改正規定（同項を同条第五項とする部分を除く）並びに同法第三十四条第三項及び第三十七条の改正規定
七 及び八 略
九 第十四条中東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第三十三条第一項の表地方

税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の
項の改正規定 平成三十年一月一日

十二 次に掲げる規定 地方法人税法の施行の
日 ト ト 第十四条中東日本大震災からの復興のた
めの施策を実施するために必要な財源の確
保に関する特別措置法第六十三条第一項の
表の改正規定

十三 から十六まで 略

十七 次に掲げる規定 国家戦略特別区域法
(平成二十五年法律第百七号)附則第一条第
一号に掲げる規定の施行の日又はこの法律の
施行日のいずれか遅い日

イ及びロ 略

ハ 第十四条中東日本大震災からの復興のた
めの施策を実施するために必要な財源の確
保に関する特別措置法第五十二条第二項第
二号の改正規定(「第六十八条の十五第五五
項」を「第六十八条の十四第五項、第六十
八条の十五第五項」に改める部分に限る。)
及び同項第四号の改正規定(「及び第二項」
の下に「第六十八条の十四第二項及び第
三項」を加える部分に限る。)

二及びホ 略

十八 から二十二まで 略

(東日本大震災からの復興のための施策を実施
するために必要な財源の確保に関する特別措置
法の一部改正に伴う経過措置)

第一百五十五条 施行日から平成二十八年三月三十
一日までの間における第十四条の規定による改
正後の東日本大震災からの復興のための施策を
実施するために必要な財源の確保に関する特別
措置法(以下この条において「新特別措置法」
という。)第三十三条第一項及び第二項の規定
の適用については、同条第一項の表租税特別措
置 法 の 項 中

第四十条第二十項	所得稅の 所得稅及び復興
第十四条第一項	所得稅の 所得稅及び復興
第十五条並びに第 第十六条項	所得稅及 特別所得稅
第十七条項	所得稅及 特別所得稅
第十八条項	所得稅及 特別所得稅
第十九項	所得稅及 特別所得稅
第二十項	所得稅及 特別所得稅
第二十一項	所得稅及 特別所得稅
第二十二項	所得稅及 特別所得稅
第二十三項	所得稅及 特別所得稅
第二十四項	所得稅及 特別所得稅
第二十五項	所得稅及 特別所得稅
第二十六項	所得稅及 特別所得稅
第二十七項	所得稅及 特別所得稅
第二十八項	所得稅及 特別所得稅
第二十九項	所得稅及 特別所得稅
第三十項	所得稅及 特別所得稅
第三十一項	所得稅及 特別所得稅
第三十二項	所得稅及 特別所得稅
第三十三項	所得稅及 特別所得稅
第三十四項	所得稅及 特別所得稅
第三十五項	所得稅及 特別所得稅
第三十六項	所得稅及 特別所得稅
第三十七項	所得稅及 特別所得稅
第三十八項	所得稅及 特別所得稅
第三十九項	所得稅及 特別所得稅
第四十項	所得稅及 特別所得稅
第四十一項	所得稅及 特別所得稅
第四十二項	所得稅及 特別所得稅
第四十三項	所得稅及 特別所得稅
第四十四項	所得稅及 特別所得稅
第四十五項	所得稅及 特別所得稅
第四十六項	所得稅及 特別所得稅
第四十七項	所得稅及 特別所得稅
第四十八項	所得稅及 特別所得稅
第四十九項	所得稅及 特別所得稅
第五十項	所得稅及 特別所得稅
第五十一項	所得稅及 特別所得稅
第五十二項	所得稅及 特別所得稅
第五十三項	所得稅及 特別所得稅
第五十四項	所得稅及 特別所得稅
第五十五項	所得稅及 特別所得稅
第五十六項	所得稅及 特別所得稅
第五十七項	所得稅及 特別所得稅
第五十八項	所得稅及 特別所得稅
第五十九項	所得稅及 特別所得稅
第六十項	所得稅及 特別所得稅
第六十一項	所得稅及 特別所得稅
第六十二項	所得稅及 特別所得稅
第六十三項	所得稅及 特別所得稅
第六十四項	所得稅及 特別所得稅
第六十五項	所得稅及 特別所得稅
第六十六項	所得稅及 特別所得稅
第六十七項	所得稅及 特別所得稅
第六十八項	所得稅及 特別所得稅
第六十九項	所得稅及 特別所得稅
第七十項	所得稅及 特別所得稅
第七十一項	所得稅及 特別所得稅
第七十二項	所得稅及 特別所得稅
第七十三項	所得稅及 特別所得稅
第七十四項	所得稅及 特別所得稅
第七十五項	所得稅及 特別所得稅
第七十六項	所得稅及 特別所得稅
第七十七項	所得稅及 特別所得稅
第七十八項	所得稅及 特別所得稅
第七十九項	所得稅及 特別所得稅
第八十項	所得稅及 特別所得稅
第八十一項	所得稅及 特別所得稅
第八十二項	所得稅及 特別所得稅
第八十三項	所得稅及 特別所得稅
第八十四項	所得稅及 特別所得稅
第八十五項	所得稅及 特別所得稅
第八十六項	所得稅及 特別所得稅
第八十七項	所得稅及 特別所得稅
第八十八項	所得稅及 特別所得稅
第八十九項	所得稅及 特別所得稅
第九十項	所得稅及 特別所得稅
第九十一項	所得稅及 特別所得稅
第九十二項	所得稅及 特別所得稅
第九十三項	所得稅及 特別所得稅
第九十四項	所得稅及 特別所得稅
第九十五項	所得稅及 特別所得稅
第九十六項	所得稅及 特別所得稅
第九十七項	所得稅及 特別所得稅
第九十八項	所得稅及 特別所得稅
第九十九項	所得稅及 特別所得稅
第一百項	所得稅及 特別所得稅

(政令への委任)	第一条 この法律は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)の施行の日から施行する。(施行期日)
(経過措置の原則)	第五条 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの法律の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。(訴訟に関する経過措置)
(訴訟に関する経過措置)	第六条 この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴えを提起できないこととされる事項であつて、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものの(当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないとする場合にあつては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものと含む。)の訴えの提起については、なお従前の例による。
(この法律による改正前の法律の規定)	第六条 この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴えを提起できないこととされる事項であつて、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものの(当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないとする場合にあつては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものと含む。)の訴えの提起については、なお従前の例による。
(前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。)により異議申立てが提起された処分その他の行為であつて、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものと含む。)の訴えの提起については、なお従前の例による。	第六条 この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴えを提起できないこととされる事項であつて、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものの(当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないとする場合にあつては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものと含む。)の訴えの提起については、なお従前の例による。

三 略	第一条 この法律は、平成二十八年三月三一日法律第一五号抄(平成二十八年三月三一日法律第一五号抄)
四 次に掲げる規定 平成二十八年一月一日	第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日からハまで略
イからホまで 略	第二百三十二条中東日本大震災からの復興のための施策を実施するため必要な財源の確保に関する特別措置法第三十三条の改正規定(同条第一項の表租税特別措置法の項に規定する改正規定(第三十七条の改正規定及び同法第六十三条第四項の改正規定))による。
ニ 第一百三十二条中東日本大震災からの復興のための施策を実施するため必要な財源の確保に関する特別措置法第三十三条の改正規定(同条第一項の表租税特別措置法の項に規定する改正規定(第三十七条の改正規定及び同法第六十三条第四項の改正規定))による。	第二百三十二条中東日本大震災からの復興のための施策を実施するため必要な財源の確保に関する特別措置法第三十三条の改正規定(同条第一項の表租税特別措置法の項に規定する改正規定(第三十七条の改正規定及び同法第六十三条第四項の改正規定))による。
五 から四まで 略	第二百三十二条中東日本大震災からの復興のための施策を実施するため必要な財源の確保に関する特別措置法第三十三条の改正規定(同条第一項の表租税特別措置法の項に規定する改正規定(第三十七条の改正規定及び同法第六十三条第四項の改正規定))による。

2 新特別措置法第四十五条の規定は、法人の施行日以後に終了する事業年度について適用し、法人の施行日以後に終了した事業年度については、なお従前の例による。	第二百三十二条中東日本大震災からの復興のための施策を実施するため必要な財源の確保に関する特別措置法第三十三条の改正規定(同条第一項の表租税特別措置法の項に規定する改正規定(第三十七条の改正規定及び同法第六十三条第四項の改正規定))による。
3 新特別措置法第四十七条第二項の規定は、法人の施行日以後に終了する課税事業年度に係る復興特別法人税について適用する。	第二百三十二条中東日本大震災からの復興のための施策を実施するため必要な財源の確保に関する特別措置法第三十三条の改正規定(同条第一項の表租税特別措置法の項に規定する改正規定(第三十七条の改正規定及び同法第六十三条第四項の改正規定))による。
2 新特別措置法第四十五条の規定は、法人の施行日以後に終了する事業年度について適用し、法人の施行日以後に終了した事業年度については、なお従前の例による。	第二百三十二条中東日本大震災からの復興のための施策を実施するため必要な財源の確保に関する特別措置法第三十三条の改正規定(同条第一項の表租税特別措置法の項に規定する改正規定(第三十七条の改正規定及び同法第六十三条第四項の改正規定))による。
3 新特別措置法第四十七条第二項の規定は、法人の施行日以後に終了する課税事業年度に係る復興特別法人税について適用する。	第二百三十二条中東日本大震災からの復興のための施策を実施するため必要な財源の確保に関する特別措置法第三十三条の改正規定(同条第一項の表租税特別措置法の項に規定する改正規定(第三十七条の改正規定及び同法第六十三条第四項の改正規定))による。

（施行期日）	第一条 この法律は、平成三十一年一月七日から施行する。
（号）抄	附 則（平成三十一年三月二十九日法律第六号）
（施行期日）	第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
六 次に掲げる規定	六 次に掲げる規定 令和二年一月一日
イ 略	ロ 第十条中国税通則法第七十四条の五の改正規定、同法第七十四条の七の次に一条を加える改正規定 同法第七十四条の八の改正規定、同法第七十四条の十二（見出しを含む。）の改正規定、同法第七十四条の十三の改正規定（「。」は「。」に、「。」の氏名）の条において同じ。）は、「以下この条において同じ。」の氏名に、「名称」を「名称」次条及び第七十四条の十三の四第一項（振替機関の加入者情報の管理等において同じ。）に、「当該」を「当該金融機関等が保有する」に改める部分を除く。）、同法第百十三条の二第一項の改正規定及び同法第百二十八条第三号の改正規定並びに附則第二十七条第二項、第一百条（一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律第十九条の改正規定に限る。）及び
七 イから二まで 略	七 イから二まで 略 令和二年四月一日
ホ 第十一条中租税特別措置法の目次の改正規定（「関連者等による利子等の」を「支払利子等に係る」に、「関連者等に係る純支払利子等の」を「対象純支払利子等に係る」に改める部分に限る。）、同法第四十一条の十五の四第一項の改正規定、同法第六十六条の四第一項の改正規定、同法第六十六条の四の二第一項の改正規定、同法第六十六条の四の三の改正規定、同法第三章第七節の	八 次に掲げる規定 令和二年四月一日

（罰則に関する経過措置）	九 次に掲げる規定 令和二年三月一日
イ 第一百五十五条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びにこの附則の規定によりなお從前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用について	八 次に掲げる規定 令和二年三月一日
ホ 第一百五十六条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びにこの附則の規定によりなお從前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用について	九 次に掲げる規定 令和二年三月一日
（政令への委任）	九 次に掲げる規定 令和二年三月一日
（罰則に関する経過措置）	九 次に掲げる規定 令和二年三月一日

（罰則に関する経過措置）	九 次に掲げる規定 令和二年三月一日
イ 第一百七十二条 この附則に規定するもののはか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。	九 次に掲げる規定 令和二年三月一日
（政令への委任）	九 次に掲げる規定 令和二年三月一日
（罰則に関する経過措置）	九 次に掲げる規定 令和二年三月一日
（政令への委任）	九 次に掲げる規定 令和二年三月一日

（罰則に関する経過措置）	九 次に掲げる規定 令和二年三月一日
イ 第一百七十二条 この附則に規定するもののはか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。	九 次に掲げる規定 令和二年三月一日
（政令への委任）	九 次に掲げる規定 令和二年三月一日
（罰則に関する経過措置）	九 次に掲げる規定 令和二年三月一日
（政令への委任）	九 次に掲げる規定 令和二年三月一日

十五 次に掲げる規定 新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律（令和三年法律第四十六号）の施行の日
イ及びロ 略

ハ 第十四条中東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第四十条第十一号の改正規定

（罰則に関する経過措置）

第一百三十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその效力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第一百三十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。